

モノヲ除ク

(一) 横浜事務局と国内諸官庁との関係

終戦連絡地方事務局の業務は終戦連絡事務局官制ならびに昭和二十年九月六日閣議決定により連合国官憲に関する事務就中、連合軍司令部に対する諸情報の提供設営(関係各庁の十分なる協力によりこれを行う)各種の便宜供与及びその他連絡事務を担当することになっており、昭和二十年九月二十二日外務省告示第三号によつて横浜に地方事務局が設置せられた。

右に基き当事務局にて取扱いつつある業務は、(イ)設営関係として住宅、建築、営繕、土木、土地、建物、物資、労務等(ロ)経済関係として引継物資、賠償問題、工場転換、運輸その他経済関係諸事項(ハ)その他一般内政に関する事項、在外邦人送還、進駐軍の不法行為、刑事問題、戦犯裁判、便宜供与等凡ゆる業務に亘つており、且つこれ等の業務に付ては後述連合軍との関係において述べている通り、事務局は連合軍官憲に対し日本政府を代表し全面的に責任を負はされている関係上、これ等各業務に付単に内地官庁と連合軍との連絡に当るのみならず各案件に付実質的にその運営に関与している。県庁との連絡に当つては県涉外課及び他の凡ての部課と密接なる連絡を執り、涉外課員の当事務局への出張勤務

を求めて事務の迅速なる処理を期しており、又設営関係及び物資関係においては先ずP、Dを受領これらを県及び関係者に通達これが実施についても県庁と連絡し処理している。

なお横浜事務局は担当区域として神奈川、山梨、長野、群馬、埼玉、新潟の各県を管轄しこれら各県の涉外課と夫々連絡している。(福島県は最初横浜事務局に属していたが仙台に移管せられた。なお東京都を中央事務局と共管している。)

(二) 横浜事務局と連合軍との関係

次に連合軍との関係においては昭和二十年九月三日の指令第二号には

「日本帝国政府ハ一ノ中央機関ノ主要占領区域ノ各ニ必要ナル下級機関ヲ設置スルモノトス右機関ノ主要ナル職務ハ、占領者ノ為ニ要スル区域及施設ニ関スル情報ヲ提供シ且右区域及施設ノ為ノ要求ヲ受理スルニ在ルモノトス」

とあり、地方事務局は、単なる連絡に止まらず対外的に日本政府を代表して全責任を負う訳である。事務局は軍政部の行つている内政、経済、財政、物資調達、労務、土地、家屋、法務その他の各課のみならず戦犯裁判所現地部隊等凡ゆる方面より日本側への申出となつており、又日本側より連合軍側への申出の関門とな

第1章 政治改革

つてゐる。斯の如く広い範囲の業務を扱つてゐるので、関係各官庁の十分なる協力を得て事務を処理し、又関係各庁に意見を提示し、あるいは連合軍側に意見を述べ責任を負ふ立場より各案件の運行に直接間接関与してゐる。

特に横浜には第八軍司令部がある関係上、横浜事務局の業務は單なる地方的の事務に止まらず、全国に亘る事務従つて又常時中央と連絡すべき事務も著しく多し。

終戦連絡横浜事務局組織及分課規定(内規)

(一)終戦連絡横浜事務局に左の職員を置く

- 事務局長 一名
- 事務次長 一名
- 課長 五名
- 課員 若干名

(二)次長は局長を佐け且局長の命を承継事務を総括す

(三)課長は上官の命を承継課務を掌理す

(四)課員は上官の命に従ひ課務に従事す

(五)終戦連絡横浜事務局に政治課、経済課、設営課、物資労務課及庶務課並に翻訳室を置く

イ 政治課においては連絡、引揚、内政、不法行為、戦争犯罪関

係事務その他他課に属さない事務を掌る

ロ 経済課においては経済に関する事務を掌る

ハ 設営課においては土地住宅、建築、建物、營繕、土木に関する事務を掌る

ニ 物資労務課においては物資及労務に関する事務を掌る

ホ 庶務課においては人事、文書、電信、會計、庶務及秘書に関する事務を掌る

ヘ 翻訳室においては翻訳に関する事務を掌る

横浜終戦連絡事務局担任意務別職員表

昭和二十一年十二月一日現在

事務局長 連 絡 官(一級) 鈴木 九 萬
次 長 大使館一等書記官(二級) 河崎 一郎

(設営課長兼務)

一 政治(二級官三名、三級官一名、嘱託二名)

中央及び地方との連絡、便宜供与、在外邦人送還、不法行為戦

犯関係事務

大使館二等書記官 (二級) 永田 大二郎
連 絡 官 () 石出 瑞 穂^(五)

” ” () 神原 富比古

二 經濟

賠償關係事務を含む一般經濟事務

外務書記生(三級) 谷口 □岸
囑 託 渡部 登
堀 久吉
田中 豊

連絡官(二級) 服部 比佐治

〃(〃) 東郷 文彦

外交官補(〃) 高橋 正太郎

囑 託 本重 志
高橋 直
中野 直樹

三 設営(二級官三名、三級官四名、囑託四名)

住宅建築、營繕、土木、土地建物關係事務

大使館一等書記官(二級) 河崎 一郎

副 領 事(〃) 田辺 新一

外 交 官 補(〃) 高橋 正太郎

外 務 書 記 生(三級) 浅井 順一

外 務 通 訳 生(〃) 山口 隆二

四 物資勞務(二級官二名、囑託一名)

物品調達及び勞務關係事務

外務書記生(三級) 坂本 頤(つ)介
囑 託 大儀見 准
江沢 正年
高久 虔一
本田 和三

〃 〃 〃

領 事(二級) 古川 靖

連 絡 官(〃) 早川 聖

囑 託 藤田 英雄

五 庶務

庶務、人事、文書、電信、會計、通訳監督、局長秘書及び翻

訳關係事務

外務書記生(三級) 飯島 一平

連 絡 官(〃) 中尾 協

囑 託 (〃) 石川 八州太郎

〃 〃 中川 康範

〃 〃 武沢 清見

〃 〃 堀 久吉

嘱託

酒井 美代子

極東委員ニ対スル管内事情説明ノ件

右別紙ノ通ノ状況ニ有之候条御参考迄及報告候

極東委員ニ対スル管内事情説明ノ件

曩ニ来朝中ノ極東委員一行ハ去ル一月卅一日来浜、県側ト会见懇談

ヲ遂ゲタルガ其状況大要左記ノ通ニ有之御参考迄御報告申上候

記

一日時 一月卅一日、自午前十一時至午后三時

二場 所 横浜市中区本町四丁目

進駐軍將校俱樂部(元銀行集会所)

三 出席者 極東委員側

ニュージールランド カールバランソン卿

米国(顧問) ゲスブレークレー博士

オランダ ロイフリン氏

英国 チャールスポクサー少佐

米国(常任幹事) ヒューデューフアーレー氏

終戦連絡事務局

鈴木横浜事務局長

県側

内山知事

雇

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

(タイピスト)

奥村 登美子

石黒 満弥子

齊藤 登美子

滝沢 みつ子

関野 供 哉

七 極東委員ニ対スル神奈川県管内事情説明

昭和廿一年二月十四日

(終戦連絡横浜事務局「YLO執務報告」昭和二十一年) 布沢宏一氏寄付
神奈川県庁蔵)

外務大臣 吉田 茂殿

神奈川県知事 内山岩太郎

内山知事

後藤内政部長

八木警察部長

田代経済第一部長

広橋経済第二部長

田沼土木部長

佐藤官房主事

鍋田食料課長

田島横浜市助役

四 経過

一月廿七日委員側ヨリ米第八軍及終戦連絡横浜事務局長ヲ通ジ藤原前知事ニ対シ同卅一日午前十時会谈希望ノ申入レアリ其後新旧知事ノ事務引継アリ、卅一日午前十時赴任ヲ一日繰上ゲタル内山新知事以下前記氏名ノ者全部所定ノ場所タル将校俱樂部ニ参着先方ハ第八軍訪問ノ為約一時間遅刻ノ上午前十一時頃来場

双方紹介、知事挨拶ノ後懇談開会ス

当初短時間ノ為内政部長ヨリ県政ノ概況ヲ説明スルコトトセルガ説明未了ノ中先方ヨリ当方ニ於テ用意シ置キタル県政概要説明書ノ提出ヲ求め時間節約ノ為右ノ翻訳ヲ

以テ概況説明ニ代ヘ度キ旨ノ申出アリ

以後自由懇談ニ入ル午前中ノ時間短縮セラレタル為先方ヨリ特ニ午後三十分間延長ノ申込アリ、午後一時三十分ヨリ再開ス、懇談ハ終始極メテ熱心有効ニ行ハレ知事ハ通訳抜キニテ常ニ自身説明ニ努メタリ為ニ当初ノ予定ヲ超過シ概ネ三時近ク迄一時間以上ニ亘リ懇談継続セラレ閉会ニ際シテモ米人顧問ハ特ニ県政ノ成功ト日本ノ再建ヲ希望スルトノ発言アリ、米人常任幹事及オランダ人ト共ニ再会ヲ約シタリ

五 懇談内容

委員 一月四日ノ軍国主義的指導者追放指令等ト関連シテ日本ハ民主化ヲ如何ナル程度ニ進メツツアリヤ

内山知事 日本政府ハ目下充分慎重ニ考慮中デアル

如何ナル範圍迄之ヲ行フヤ其限界ニ付テハ目下検討中ニシテ未ダ適確ナル訓令ニ接シテ居ラス、日本政府ハ極力厳格ニ広範圍ニ解釈シ以テ指令ヲ遵守セントスル意向ナラント信ズルモ自分個人トシテハ単ニ一日或地位ヲ占メタリトノ理由ニテ立派ナ人物ヲ機械的ニ追放スルト共ニ他面其本質ニ於テ真ニ追放スベキモノヲ見逃スト言フガ

如キコト無キ様此際特ニ注意ヲ要スルモノト信ズル

委員 国民ノ民主化ノ為從來ノ軍国主義的教育ニ付頭ノ切替

ハ進ンデキルカ状況ノ如何真ニデモクラシーヲ理解シ積極的ニ民主主義的教育ヲ行ヒツツアリヤ已ムヲ得ズ行ヒツツアリヤ

内山知事 短期間ニ頭ノ切替ヲ行フハ困難デアルガ出来得ル限り

速カニ実現スベク努力中ナリ学校教育ノ中心の地位ニ營ツテ非軍国主義的ナリトシテ排斥セラレタル世界法的の自然法学者田中耕太郎教授ヲ据エタルガ如キハ其一例デア

ル 田島横浜市助役 横浜市ニ於テハ特ニ公民教育ニ力ヲ入レ昨年十

月以来公民講座ヲ設置シ米人将校ヲ講師ニ招聘シ居ル状況ニテ徐々ニデアアルガ着実ニ民主化ノ実現ニ努力シツツアリ

委員 政治ノ動向並ニ選挙ノ見込如何

内山知事 現在日本ノ政治ノ分水嶺ハ天皇制ノ問題デアル此問題ヲ圍リ日本ノ政界ハ確然ト左右両分野ニ分レテ居ル夫ハ恰モ欧州ニ於ケル旧教ト新教又ハ王政ト共和制ノ争ヒノ如ク深刻デアル從ツテ此問題ニ付結論ノ一致セル進歩

党、自由党、社会党ノ間ニハ政策的ニ殆ンド大ナル差異

ヲ認メラレス尚共產党ノ提唱スル社会党トノ提携ニヨル人民戦線ノ統一的結成ハ不成立ニ終ルモノト見テキル從ツテ新聞ラジオ等ニ誇大ニ表現セラレテ居ル彼等ノ勢力ノ実体ハ余リ大シタモノトハ思ハレヌ現在ノ新聞ノ論調ヲ以テ日本ノ輿論ナリト速断スルコトハ最モ危険デア

ル 然シ乍ラ過去ニ於テ日本ノ朝野ガ遂ニ軍閥ノ跳梁ヲ許スニ至ツタアノ政治的無氣力ト利己的態度ヲ以テ今日再び左翼ニ望ムナラバ遠カラズ彼等ノ跋扈ヲ如何トモ為シ得ザルニ至ル虞レガ十分デア

ル (右ノ説明ニ対シ大体ニ於テ之ヲ諒解シタル感アリアル部分ニハ特ニ我意ヲ得タリトノ感ヲ表ハセリ) 中学生ヲ子供ニ持ツテ居ルガ彼等ノ自由ナル言ハ恰ヲ共產党ノソレノ如ク奔放過激ナ所ガ少クナイガ然シ充分話シ合ツテ見ルトソノ共產党ナラザルコトヲ知ルノデア

委員 食糧事情ニ付如何

内山知事 日本全体ガ絶対量ニ於テ相当ノ不足ヲ来シツツアルハ御承知ノ如クナルガ特ニ本県ノ主食糧ハ七〇%ヲ外部ニ

依存スベキ状況ニアリ特ニ復員者、進駐軍労務者、連合軍貸与船乗組員等ニ喰込マレ絶対量ノ不足ハ真ニ深刻ナリ成程日本全体ニハ絶対量トシテ四―五ヶ月分ノ手持ストツクアルヲ以テ其レ程心配ノ要ナシトノ意見アルモ他面其レ以後ヲ如何ニスルカノ見通シ無キ為食糧ニ対スル国民ノ不安ハ極端デアツテ之方国民ノ全活動ヲ臆且消極的ナラシメテキルノハ事実デアル連合国内中ニモ食糧ノ不足ニ困難シツツアル国ノ存スル此際日本ヘノ輸入ガ

相当ノ困難ヲ伴フコトハ万々承知ナルモ現在ノ如ク絶対的ナル食糧不足ニ直面シツツアル日本ニ対シ食糧ヲ提供セラルルコトハ人道的ニモ理解サルルモノト信ジテ疑ハヌ殊ニ積極的ニ日本ノ再建ヲ指導援助セラレントスル連合国ニ於カレテハ日本再建ノ根本ガ道德的ニモ物質的ニモ食糧問題ニ帰スルコト明白ナル今日其ノ一滴ノ呼水ノ意味ニ於テモ速カニ食糧輸入ヲ具体化スルコトノ必要ヲ才認メ願ヘルモノト信ズル

(右ノ説明ニ対シテハ何レモ同情的ニ傾聴充分諒解セルモノノ如シ)

委員 連合軍ノ軍政ニ関シ此際特ニ或種ノ措置ヲ希望シ或ヒ

ハ現在ノ措置ニシテ差止メヲ希望スル等ノコトアラバ此際開陳アリ度シ

八木警察部長 現在ニ於ケル治安状況並ニ終戦後著シク犯罪ノ増加セル傾向其中ニハ進駐軍ニヨル犯罪ガ相当件数含マレ居ルコト等ニ関シ詳細説明アリタル後右ノ実情ニ即応スル警察官ノ増員方ニ付特ニ配意ヲ乞ヒタリ右ニ関連シ委員側ヨリ警察官ノ素質如何、彼等ハ充分信頼スルニ足ルヤ、又彼等ノ待遇ニ付改善ノ要アルニアラズヤトノ質問アリ八木部長ヨリ終戦直前ニ於テハ遺憾乍ラ警察官ノ素質相当低下シタルモ終戦後逐次改善サレツツアルコト並ニ待遇ノ改善ハ考慮中ナリトノ説明アリタリ

田代経済第一部長 現下ノ喫緊ノ重要問題ハ食糧対策ナルガ我ガ神奈川県ハ消費県ニシテ特ニ他県ニ依存スルコト大ナルガ生産県ニ於テハ本年度産米少ク食糧ニ関シテハ何レモ逼迫シ居リ今後ニ於ケル食糧ノ輸入ニ付一段ノ御援助ヲ乞フ

広橋経済第二部長 本県ハ元来工業県ニシテ戦災ニヨリ相当打撃ヲ受ケタルモ極力平和産業ヘノ転換ヲ図リツツアリ、然シ乍ラ各工場ノ手持資材ハ何レモ三ヶ月程度ニ過ギズ而

モ今後材料入手ノ見通ナキ為製造ヲ手控ヘツツアリ若シ此儘放置スレバ機械ノ損朽ヲ免レズ戦災復興ノ為ニモ見返リ品製造ノ為ニモ是非綿花、鋼材其ノ他ノ必要資材ノ輸入ニ付御配意アリ度シ

(右ニ対シテハ何レモ諒解セルモノノ如シ)

田島横浜市助役

一 横浜市ヲ再ビ生糸輸出港トシテ復活セシムル為現在一部使用ヲ許可セラレ居ル生糸検査所ヲ更ニ解放セラレ度

二 進駐軍占拠地域ガ今後何処迄拡大スルヤ予測セラレザル為復興計画樹立上困難ヲ感ジ居レリ、予メ占拠地域ヲ概定セラレンコトヲ望ム

三 進駐軍関係労務ノ供出ニハ格段ノ努力ヲ払ヒツツアルモ住宅ナキ為相当遠方ヨリノ通勤者多ク確保ニ困難ヲ来シツツアリ之等労務者用住宅建設ノ資材等ニ付格段ノ御配慮願ヒ度

内山知事

県内在留ノ台湾人ニ付テハ今日迄ニ略本国還送ヲ完了セルモ尚中華民國人朝鮮人ハ相当数在留シ事故モ各所ニ頻発シ居レリ、之方早急ナル帰還ノ促進ニ付御配慮願度

委員 極東委員ノ使命ニ付テハ如何ナル風ニ考ヘテ居ラルルヤ

内山知事

(明白ナルモ返答ニ困難ヲ感ジツツ次ノ如ク答フ)

国民ノ諒解ハ必ズシモ一定セズ或者ハ日本ガ指令完遂ノ上ハ日本ヲ立派ナル国トスル目的ニテ連合軍指令部ヲ動カシ得ルモノト言フ然シ乍ラ相当多数ノ者ハ日本ヲ微罰スル目的ノモノナリト言フ

余個人トシテハ日本ガボツダム宣言ノ趣旨ヲ体ジ誠意ヲ以テ指令部ノ指令ヲ遂行シ平和的ノ日本ヲ再建セントスル時ハ近ク国際連合ノ一員トシテ立チ得ル指揮援助セララル有力ナル存在ト確信シ始メテカカル機会ニ恵レタルヲ幸ヒ余ノ考ヘテ開陳スル次第ナリ

委員 然ラバ吾々ノ使命ニ付ステートメントヲ出スコトハ如何

内山知事

何卒民衆ヲ納得セシムル為ニモ才願ヒ致度

(我意ヲ得タリト感アリ)

(各地方軍政状況報告關係) (昭和二十年) 外務省外交史料館蔵

九 第八軍を中心とする軍政機構

軍政組織 (Military Government Organization)

政策と命令 (Policy and Orders) — 連合軍の最高司令官

実施 (Operations) — 第八軍、指揮官 (Commanding General)

軍司令官は、最高司令官の幕僚が取扱う軍政の諸方面の大部分を実施の段階で指揮しなくてはならないから、軍政としての第八軍の組織は諸方面を指揮するための諸分隊を包含し、添附^[注]に見られるように、SCAP の組織に相当する三つの主要機関で構成されている。

(1) この司令部 (第八軍) の参謀部

(2) 二つのアメリカ軍団司令部、各々に軍政参謀部がある。

(3) 日本全国に配置された五四の軍政チーム

四六都道府県のそれぞれに一チーム、八行政区のそれぞれに一チームあり、四二二人の将校と一四六六人の兵士が配属されている。

隊員は、約六〇〇人の行政事務職員 (Authorized Civil Service Personnel) によつて補われ、このうちおよそ二二五人だけは確保された。

確保できた人員を最も効果的に活用するために、チームはそれぞれ配属される地域の大きさと重要性に従つて組織される。したがつ

て、チームはそれほど重要でない諸県における六人の将校と二五人の兵士で構成されたチームから、東京都と神奈川県における連合チームの六七人の兵士にいたるまでその規模は様々である。南本州の五県からなる中国地方と四国の四県地方は、イギリス連邦軍隊が進駐占領している。これら二つの地域と、東京都と神奈川県から成る東京—神奈川地域は、第八軍司令部が直接に監督する。残りの地方は二つのアメリカ軍団司令部たちを通して統制する。

軍政チームの組織全体は、多くの文民 (Civilians) が職員となるように力を尽くしており、将来この組織が望ましいものであることを証明するために最高司令官の直接統制に帰属するように、特別に設計されている。職員の中には幾人かの女性が高い地位に就いている。というのはこの仕事のある部分は日本女性に教育上の便宜を多く与えようとするものに向けられているからであり、また、日本人には多くの女性教師が存在しているからである。

軍政指揮系統の職務 (Functions Of Military Government Echelons) 連合国軍の最高司令官は、日本の降伏を有効にするために、ポツダム宣言の条項と総合参謀本部の指令を実行する権限を与えられている。最高司令官は、日本の天皇および天皇の意図に添う日本帝国政府の様々な輔弼によつて、実行できる最大の範囲で、その権

限を行使する。最高司令官はすべての政策を発表し、日本政府に対
するすべての命令を発する。最高司令官は、第八軍が行う特別指令
を遂行する日本人の監督任務の性質と範囲を詳述し、第八軍の司
令官 (The Commanding General) に対し、指令を発する。

第八軍の司令官は軍政の実施上の諸方面の任務を課されている。
司令官の特別任務は最高司令官によつて日本政府に命ぜられた指令
を執行している野戦部隊 (The Field Units) に作戦上の指令を発し
現場の状況に関して最高司令官に報告し、日本政府あるいは日本人
の下層階級による命令や通達の不履行を報告する。司令官は、非常
の場合を除いて直接干渉の権限はない。

各々の軍団の司令官は、それぞれの責任をもたされている地域
での軍政上の諸問題の調整と指揮監督の任務を担当する。八人の地
方司令官は、それぞれの地位によつて、軍政の責任をもちそれぞれ
の地域にある県軍政チームの作戦活動の調整という任務を担当す
る。県の軍政チームは軍政における野外作戦部隊である。チームの
隊員は大部分が日本人と親密に接触し、周囲の状況をじかに観察し
ている。チームの司令官とその補佐グループは日本人の日常生活の
政治、経済、教育、衛生、福祉、その他の諸方面に関心を高めなけ
ればならない。実際、日本人の生活には、各々の軍政チームの何人

かの隊員には関係のないいくつかの面がある。

〔注〕添附図略。

(竹前栄治氏蔵)

九 連合国軍隊横須賀進駐にともなう注意の

件布告 (一一二)

(一)

布告

一 彼我最高当局ノ了解ニ基キ聯合軍(米国軍)ハ横須賀軍港地区及
横須賀航空基地(追浜)ニ上陸シ兩地区並ニ之ニ隣接スル地域内
ノ海軍施設ニ進駐ス

二 右進駐ヲ行フ期間危険防止ノ為横須賀市域(逗子、長井、大楠、
武山、浦賀、久里浜及北下浦各出張所区域ヲ除ク)内所在者ハ屋
内ニ留マルベク車馬ノ運行ハ禁止セラル

三 進駐軍ニ対シ妨害ヲ加フルモノト思惟セラルベキ所在者ノ通行
及車馬ノ運行ニ対シテハ聯合軍飛行機ハ之ニ対シ攻撃ヲ加フルコ
トアルベキヲ以テ注意ヲ要ス

四 進駐開始ノ日時ハ八月三十日一〇・〇〇頃ナリ

昭和二十年八月二十九日

横須賀連絡委員会

〔欄外注記〕(委員長ハ旧横鎮參謀等 委員ハ旧參謀等 事務所
ハ三笠會館内)

(二)

二十横総々第五九七号

昭和二十年八月二十九日

横須賀市長 梅津芳三

町内会長殿

聯合軍(米軍)進駐ニ関スル件

今般聯合軍(米軍)本市進駐ニ関シ横須賀連絡委員会ヨリノ布告ノ

通り八月三十日午前十時ヨリ特命アル迄別紙地区内所在者ノ通行及

車馬ノ運行ハ絶対禁止スルコト、相成候ニ付至急各家庭ニ周知徹底

セシメラレ万遺憾ナキヲ期セラレ度

追而八月三十日午前十時ヨリ特命アル迄他地域ヨリ旧横須賀地域

(田浦、衣笠、各出張所管内及市役所本庁管内)ヘノ人車馬ノ通

行モ絶対ニ禁止セシメラレ度申添候

(加藤木保次氏藏)

〔注〕別紙省略。

100 神奈川県下の治安状況等に関する証言

発特高秘第六九四号

昭和二十年九月十一日

鳥取県警察部長 小倉政博(印)

内務省警保局保安課長殿

中国地方総監府第一部長殿

京浜京阪方面ヨリノ帰来者ノ言動ニ関スル件

要旨

一 治安状況

進駐後京浜地方ハ比較的平穩デ治安ハ維持サレテ居ル一部右翼

ノ動揺ト將校ノ自刃ナドガアルガ民心ハ平靜デア

二 進駐軍ノ動向

米兵ハ一人デハ暴行セヌガニ、三人集團(ママ)スルト暴行スル特ニ悪

質ナノハ比島兵タ

暴行ノ主ナモノハ自動車強奪、住居侵入、婦女強姦、時計万年

筆等ノ窃取等デ又身体検査ノ際若イ婦女子ニモンペヲ脱セ凌辱

スルコトモアル

農家ガ一番困ルノハ牛ノ徴発デア
記念品漁リハ面白半分ニ遣ル様ダ

米兵ハ吞気デ又話セバ分リ親切ナ所モアル

三 進駐軍ニ対スル部民ノ意嚮

相当恐怖シテ居リ外出モ遠慮シテ居ル

併シ戦争ヲ継続スレバモツトヒドイニ此位ハ我慢セネバト諦観

シテ居ル様ダ

警察官等米兵ニ暴行セラレタリ日本人ノ身体検査ハ嫌ダト云ツ

テ辞職ヲ願出ルモノガ相当アル

四 食糧事情

京浜地方ノ食糧事情ハ目下特配サレテ居ルノデヨイガ實際ハ相

当窮迫シテ居ルノデ復員ニ依ル人口増加モアリ今冬ハ数十万ノ

餓死者ガ出ルダロウ

五 進駐軍ニ対スル享楽機関

東京デハ各業者ヲ株主トシ五千万円ノ費用デ売店、カフェー、バ

ー、ダンスホール、映画館等設置ノ計画アリ。警視庁管下デ二

万ノ特殊接待婦ヲ募集シタラ五万ノ応募者ガアツタ

六 進駐軍ニ対スル心得

通訳ハ人選ニ相当考慮スベシ

婦女子強姦ハ服装デ刺激スルノガ原因ダカラ服装ハ清楚ニキチ
ントセヨ

七 京浜地方ノ俘虜ノ動向

釈放サレタ俘虜ハ無錢遊興シテ居ル

自動車強奪ヲヤル

京浜地区ニ対スル聯合軍進駐後ノ治安状況暴行事件一般部民ノ意嚮

又ハ京阪方面ノ釈放セル聯合軍俘虜ノ行動等ニ関シテハ地方民ハ多

大ノ関心ヲ持チ同方面ヨリノ帰来者ノ言動、新聞記事等ガ誇大ニ宣

伝セラレ各種流言流布セラレ居ルヲ以テ銳意之ガ取締啓発ニ努メツ

、アルガ聯合軍進駐後京浜、京阪方面ヨリ管下ニ帰来セルモノ、言

動左記ノ通りニ有之

右及申報候也

記

一 東京都神奈川区恩田

会社重役 橋谷勝之助

当四十二年

(1) 私ハ九月八日賜假帰郷シタガ終戦後ノ東京ハ平靜デ暴動ノ起

キタ地区ハナイ

治安維持ハ武装警官憲兵ガ当ツテ居ルガ之等ノ殆トハ神奈川其

ノ他ノ進駐地区ニ派遣サレテ居タ

一部右翼ノ動揺ガ少々見受ケラレルガ概シテ平靜デ却ツテ田舎ガ騒イデ居ル

(2) 食糧事情

現在余分ナ食糧ヲ配給シテ居ルガ近ク窮迫シ暴動ガ起キルハ必然ダ

住宅難復員ニ依ル人口増加等デ今冬ハ少クトモ三十万人位ノ餓死者ガ出ルダロウ

殊ニ外国ノ統計カラ子供ノ餓死者ガ多イト思フ

(3) 進駐軍ノ行動

厚木ニ進駐シタ聯合軍ハ逐次兵力ヲ増強地域ヲ拡大シテ居ル

米兵ハ街角等ニ立哨シテ居テ身体検査ノ際携行シタ時計等ヲ笑

ヒ乍ラ失敬スル代償トシテ煙草一箇ヲ与ヘル若イ女性ハ路上デ

モンペヲ脱ガセタリスル

設計ヤ民間ノ自動車ヲ米記者等ガ横取リスルガ強奪デナク一時

使用デアル

併シ米国人ハ話セバ分ル様ダ

(4) 通訳問題

通訳ヲ利用シテ婦女子ノ世話ヲサセタ事例モアルカラ通訳ハ思

想上充分ナ人選ガ望マシイ

(5) 進駐軍ニ対スル享楽機関設置

京都^(マ)デハ進駐軍ノ享楽機関トシテ各業者ヲ株主トシ五千万ノ予算デ売店、カフェー、バー、ダンスホール、劇場、運動場等

ヲ設置スル計画ヲ樹テ進行中デ三越モ娯楽場ニナル

先般警視庁管下デ二万人ノ特殊接待婦ヲ募集シタラ五万人ノ応

募者ガアツタ

一 神奈川県府津

補助憲兵 馬場利男

当三十二年

進駐軍ハ敵地ニ上陸シタ様ナ気持ハナク平気デ民家ニモ立入ル神

奈川県地方ハ民心平靜ダ

米兵ハ一人デハ暴行ハセヌガ二、三人集團スルト暴行スル民家保

護ノタメニ米兵ニ殺サレタ者ガ相当アリ特ニ警察官ガ多イ

米兵デモ本国兵ハ良質デ悪質ナノハ比島兵ダ

彼等ハチヨコレートヤ煙草ヲ遣レバ万事OKト思ツテ居ル民心ノ

動向ハ戦争ヲ継続スレバモツトヒドイ目ニ遭フガ此位ハ仕方ガナ

イト諦観シテイル

一 神奈川県平塚駐屯憲兵隊

憲兵伍長 清川喜治

進駐地区ハ相当混乱シテ居ル治安維持ニ当ル憲兵、警察官ハ無力
デ暴行掠奪サレテモ民衆ハ許モセズ諦メテ居ル特ニ目立ツノハ牛
ノ徴発デ相当金ハ支払フガ農家ハ最モ之ヲ嫌ツテ居ル
婦女子ノ暴行ハ想像以上デ公然ト行ハレテ居ル之ハ服装カラ受ケ
ル刺激ニヨルモノガ大部分タカラ此点婦女子ニ強調シタイ学生ハ
憲兵ガ護衛シ通学サセテ居ル軍ヤ民衆ノ身体検査ハ嚴重デ之ハ日
本ノ憲兵ヤ巡查デ行フノデ「同胞ニコシナコトハ出来ヌ」ト辭職
ヲ願出ルモノガ多数アル
(内務省警保局「各種情報並民心ノ動向」昭和二十年) 神奈川県庁蔵)

101 連合国軍隊進駐地域の住民の心得事項

よく読んでまわしてください！
号外 昭和二十年九月五日

玉川村長

各部落会長殿

「聯合軍進駐地附近住民の心得」ニ関スル件

標記聯合軍進駐ニ関スル注意事項ニ関シテハ既ニ新聞紙上ニ於テ充
分御承知ノ事ト存シ候得共所轄警察署ヨリ左記注意事項部落一般ニ
徹底相成度旨通牒有之候ニ付及移牒候也

記

聯合軍進駐地附近住民の心得についての注意

去る八月二十八日以降米軍は神奈川県下に逐次進駐中で現在までの
処、一般に秩序正しく極めて平穩であり、彼我平和的雰囲気の中に
事態は進行中であるから一般国民は無用の不安動揺をなすことは絶
對禁物である。

唯、極めて一部外国兵に命令不徹底、又は好奇心、出来心などか
ら若干事故もあり又言葉の通じないところから一寸した「ゴタ／＼」
も散見されたので、之に鑑み我政府として不法行為に対して聯合軍
側に嚴重申入れをなし事故防止に努めつゝあり一方現地警察も聯合
軍警備隊と連絡し治安維持について万全の策を採り、又聯合軍側に
於ても善処を約しつゝあるが、一般国民としては此の際更に自肅自
戒各個人の権利は自分自身で充分護る事に努め不祥事発生を未然に
防止せねばならぬ。

○外国兵ハ国内ノ風俗習慣等ヲ理解セズ好奇心乃至出来心ニテ種々
悪戯ヲナス傾向アルヲ以テ国民側ノ態度トシテ最も重要ナルコト
ハ彼等ノ不法行為ヲ誘発セザル様努メテ隙ヲ見セナイ事ガ大切デ
アル 即チ外国兵ト色々ナ事デ個人的ニ交渉シナケレバナラヌ場
合ガ起ツテモ努メテ冷静沉着ナ態度デ応対シ自分ノ権利(生命、
貞操、及財産)ハ飽ク迄自分デ主張スル事ガ必要デアアル

○進駐地附近ノ町内会、部落会、隣組ハ皆ガ相戒メ相助ケ合ツテ事故ノ未然防止ニ努力スル様ナ仕組ヲ必ズ確立スル事 亦隣り組、部落会内ニ外国語ノ話セル者ガ有ル場合ハ之ヲ活用スルコト

○各人ハ成ル可ク外国兵士ト接触シナイ様注意スルコト 又婦女ノハ服装ヲ正シクシ独リアルルキヤ夜間ノ外出ヲシナイコト 家ヲ留守ニシ或ハ女ノミデ留守居スル時ハ住家ノ戸じまりヲ嚴重ニシ特ニ夜分ハ外部カラ中ガ見エナイ様ニスルコト

○外国兵ノ習慣トシテ其ノ土地ノ品物ヲ『記念品』トシテ持ち帰ル為種々ノ物品ヲ好奇心ニテ強要スルコトアルヲ以テ貴重品等ハ彼等ノ目ニフレヌ様注意スルコトモ肝要デアアル

○万一暴行、掠奪等ノ事態ガ生ジタナラバ大声ヲ出シテ近所ニ救ヒヲ求メルトカ護身ノ為抵抗スルトカ等ノ自衛上必要ナル手段方法ヲ必ズトラネバナラヌ

○外国兵ノ不法行為ニ就テハ政府トシテモ嚴重抗議ヲ為シ其ノ善処方ヲ求メルコト、成ツテ居リ米國側モ事実ガ明白ナル場合ハ適当ナル処置ヲトルノガ通例デアルカラ苟モ不法行為ノ行ハレタ場合ハ国民トシテ、犯行、場所、日時、犯行時、服装、其他ノ特徴等証拠トナル可キ事物ヲ速カニ警察官官吏憲兵ニ届出スル事ガ是非共必要デアアル

(玉川村役場「復員関係書類」(昭和二十年)厚木市役所蔵)

1011 連合軍憲兵と日本国警察との事務打合会

報告

外秘号外

昭和貳拾年九月拾参日

神奈川県知事 藤原孝夫

内務 大臣 山崎 巖殿

横浜地方裁判所検事正 渡辺俊雄殿

連合軍憲兵トノ警察事務打合会開催ニ関スル件

聯合軍ノ本土進駐ニ伴ヒ各地ニ諸般ノ事故發生シツ、アリ之ガ対策トシテ米憲兵側ヨリノ招致ニ依リ本月拾貳日横浜市加賀町警察署ニ於テ関係事務打合会ヲ開催セルガ状況左記ノ如クニ有之右及申報候也

記

一日 時 昭和貳拾年九月拾貳日 午前九時三十分開会

拾時五分閉会

二場 所 横浜市加賀町警察署樓上訓授室

三 出席者 警察側

警察部長、警防、輸送、各課長及び横浜市内各警察署

長 (但シ戸塚署長欠席寿署ハ署長代理荒川警部補出

席)

米憲兵側 (エム・ビー)

憲兵大尉ビーテイー

四 状況

開会ニ先立テ警察部長ヨリビーテイー大尉ニ対シ出席各署長並ニ

其ノ代理ヲ招^(マ)介ス

尋テ議事ニ入り被我ノ希望及要望事項ヲ協議検討シタル結果別添

議事要旨ノ如ク取締事項ヲ決定散会ス

議事要旨

一 横浜ニ於ケル「エム・ビー」(米國憲兵)ノ組織

(イ) 横浜ニ於ケル合衆國憲兵ノ代表者

憲兵大佐 バヂエツト (Pardeget)

(ロ) 右代表ノ許ニ憲兵大尉二名アルガ主トシテ警察関係事務ノ担

当者ハ

憲兵大尉 ビーテイー (Becker) ナリ

(ハ) 係員數 エム・ビー (米國憲兵)

現在員數 六百名

(ニ) 本部 加賀町警察署

(ホ) 憲兵大佐バヂエツトノ宿舎

横浜市中区海岸通二丁目

但シ税関西門ヨリ二軒目ノビルディング内

(ヘ) 所屬並区域

上掲エム・ビー (米國憲兵) ハ何レモ

合衆國第八軍團第十一軍ニ所屬シ其ノ担当区域ハ

横浜市内ノミヲ一区域

トシテ其レ以上ニ小分割セルモノナシ

二 目下ノ処横浜市内ニ於ケルエム・ビー (憲兵) ノ總數ハ如上ノ

通り特ニ訓練サレタルモノ六百名配置サレアルガ将来其ノ必要ア

ラバ何時ニテモ増員サル、答ナリ然レ共現在ハ其ノ必要ヲ認メズ

故ニ今後日本警察官一、五〇〇名ト米國憲兵六〇〇名計二、一〇

〇名ヲ以テ横浜市内ノ治安維持ニ当ル

三 エム・ビー (憲兵) ハ普通ノ犯罪ニ就テハ之カ調査若ハ捜査等

ヲセズ換言スレバ米國兵ニ係ル事犯ノミヲ取扱フ

四 横浜市内各警察署ニハ二、三日中ニエム・ビー (憲兵) ヲ各二

名宛配置スル

加賀町警察署ヲエム・ビー(憲兵)ノ本部トスル尚右エム・ビー(憲兵)本部ニ在リテハ向後前記ノ如ク各署ニ配置セル憲兵ニ対シ事故ノ皆無等ニ因リ其ノ必要無キモノト認メラル、場合ニハ之ガ配置ヲ解クコトアルベシ

五 ラヂオ装置ノエム・ビー自動車ヲ市内各警察署管内ニ最少限度一台宛配ス右記自動車ハ必ず一時間ニ一回宛予カシメ定メラレタ地点ヲ警邏ス

六 エム・ビー(憲兵)ハ一般市民ノ諸權益ヲ保護スル任務モアル故ニ両者ノ協力ヲ望ム

七 米国兵ノ諸犯罪行為防止若ハ犯人検挙ノ為メエム・ビー(憲兵)ニ対スル連絡ハ可及的速ニセラレタシ

従来米兵ニ干スル事件発生ニ当リ警察側ヨリエム・ビー(憲兵)ヘノ連絡或ハ通告ハ早クテ二、三時間位遅クテ二、三日後ニ行ハレ居タルガ斯ル事ニテハ犯人ノ検挙上ニ困難不能等ヲ来タス虞アルニ付特ニ此ノ点留意シ速ニサレ度シ

八 警察電話ノ修理ヲ速ニサレ度シ電柱不足ニ困リ修理ガ阻害シアルト雖モ万難ヲ排シ早急ニ之ガ完成ヲ計ルコト

但シ米国軍側ハ此ノ問題ニ就テハ絶対ニ援助不可能ナリ

九 市内各署ニハ警察官並エム・ビー(憲兵)等ノ輸送用トシテ最

少限度自動車一台以上ヲ備ヘ置クコト

ガソリンガ不足シ前掲自動車ノ運行不能ガアリトスレバ市内鶴見区大黒町一一番地ニ在ル給油所ヲ調査シ同所ヨリ之ガ補給ヲ為スコト、スルモ之ハ一応調査ノ上知ラス

一〇 市内各署ニハ終日通訳者ヲ置キ昼夜ヲ問ハザル事故発生ニ備ヘラレ度シ

追而会談ガ可能ナレバ結構ナルモ若シ之ガ不能ニ在リトスレバ筆談ニテモ結構ニ付之ガ通訳者トシテ使用セシメラレ度シ

(通訳ハ各署ニテ各々二名宛採用ノコト)

(内務省「事故防止資料綴」(昭和二十年)国立公文書館蔵)

103 物品買受等取締に関する件通牒

經第一第二六四号

昭和二十年九月二十二日

各警察署長殿

物品買受等取締ニ関スル件

近時進駐聯合軍將兵ヨリ街頭又ハ家庭ニ於テ煙草、チヨコレート、

經濟警察部長
警務部長

チユーインガム、ビール等物品ヲ買受クル者激增ノ傾向ニアルハ甚ダ遺憾ナリ此種行為ヲ放任スルニ於テハ大日本国民ノ道義ヲ失墮スルノミナラズ延テハ統制經濟ヲ攪乱スル虞アルヲ以テ爾今之等行為ニ対シテハ左記ニヨリ指導取締ニ努メ之方根絶ヲ期セラルベシ

記

一 町会常会其ノ他凡ユル機会ヲ利用シ又ハ回覧板（雛形参照）等ヲ通ジ一般部民ニ周知徹底ヲ図リ国民ノ教養ヲ高ムルコトニヨリテ自発的ニ止メシムル如ク指導スルコト

二 街頭ニ於テ物品ヲ買受クル為聯合軍將兵ニ接近シ或ハ追隨スル者アルトキハ穩カニ説諭ノ上之ヲ阻止スルコト

三 物品買受中ノ者ヲ發見シタルトキハ前号ニ準ジテ措置シ既ニ買受タル者ニ対シテハ將來ヲ訓戒説諭スルコト

四 前二号ノ措置ヲ為スニ當リ其ノ相手方タル聯合軍將兵トノ間ニ摩擦紛議等ヲ惹起セザルコトニ細心ノ考慮ヲ払フハ勿論其ノ虞アル時キハ事後ニ於テ買受者其ノ他ニ懇篤説諭スルコト

五 物品ヲ買受ケタル者ニシテ当該物品ヲ他ニ転売シタル者アルトキハ立件送致スルコト

尚当該物品ガ外国製品ニシテ基準価格分明ナラザルモノハ夫々統制機関（例ヘバ煙草ニ就テハ専売局ノ如キ）ニ物品ノ価格査定ヲ

委嘱シ基準価格ヲ定ムルコト

回覧板

一 最近街頭で聯合軍兵士に追廻つたり取囲んで煙草「チヨコレート」「チユーインガム」等を買ひ受け又は之等を道路で撒いた場合先を争つて拾ふ者がありますが、このやうなことはお互ひが日本国民たるのほこりを自分で傷け汚すことであり、全世界の物笑ひとなりますのでお互ひ節義を高く持つて之等のことは避けるやう戒めませう。

聯合軍側に於ても兵士が私達に物品を売るとは固く禁じて居るのであります。

二 聯合軍兵士と応待する場合は、はき／＼とした明確な意志の表示を致しませう。

言葉が通じないのになまじか覺えた片ことまじりの英語を使用したり或は訳も判らず徒らにうなづいたり又只黙つて□たりすることとは誤解の因となり相互の爲ではありません。

（内務省「事故防止資料綴」（昭和二十年）国立公文書館蔵）

104 神奈川県下連合軍兵士関係の事故防止

対策

神奈川県ニ於ケル聯合軍兵士関係ノ事故防止対策

神奈川県警察部

本県ニ於テ目下実施中ノ聯合軍兵士関係ノ事故防止対策左ノ如シ
一 町内会、部落会、隣組等ニ対スル外国人取扱要領ノ指導啓蒙

曩ニ内務省ヨリ指示セラレタル『聯合軍進駐地附近ノ住民心得』

ニ若干現地事情ヲ加味シ別添ノ如キ印刷物ヲ配付回覧セシムルト

共ニ各常会ヲ通ジ更ニ之等各層ノ指導者ヨリ具体的事例ヲ口伝ニ

依リ徹底セシメツ、アリ

二 新聞紙利用ニ依ル一般民衆ノ指導啓蒙

事故ノ予防警戒ノ為メ本省ノ新聞紙指導要領ニ則リ同盟並地元新

聞記者ト緊密ナル連絡ノ下ニ差支ナキ範圍ノ記事ヲ発表民衆ノ警

戒心誘発ニ努メツ、アリ

三 聯合軍憲兵ト我方警察官トノ連絡協調ニ依ル第一線現場ニ於ケ

ル事故防止

聯合軍進駐直後ニ於ケル事故ノ頻発ニ鑑ミ聯合軍側ノ軍秩ヲ維持

スルハ結局聯合軍側憲兵ヲ利用スルニ而カズトシ本県警察部長ハ

八月三十一日ヨリ聯合国進駐軍第八軍憲兵司令官シー・ヴィキヤ

ドウエル大佐ト緊密ナル連絡ヲ保持スルト共ニ所轄警察署長ヲシ

テ同大佐ノ麾下各將校ト直接連絡ヲ執ラシメ且ツ先ノ所屬部下ヲ
警察署ニ常時配置ヲ受ケ事件発生ノ都度何時ニテモ警察官ト同道

ニテ現場ニ臨検迅速ナル事件処理ニ當リ該事件ノ檢舉ト一般子

防ニ相当ノ効果ヲ取メツ、アリ

今其ノ配置状況ヲ示セバ次ノ如シ

(イ) 加賀町警察署 第八軍憲兵大尉以下將校八名

(ロ) 藤 沢警察署 (厚木飛行場管轄) 中尉以下 四名

(ハ) 鎌 倉警察署 大尉以下下士官十六名

(ニ) 横須賀警察署 中尉以下下士官二十名

(ホ) 小田原警察署 中尉以下下士官二十名

(ヘ) 平 塚警察署 少尉以下 四名

◎註 横須賀市内各署ハ加賀町警察署ニ本部ヲ設置シ他ノ警察

署ニハ特別配置セズ全区域ヲ一括処理シツ、アリ

四 終戦中央連絡委員会地区委員会ヲ通ジ聯合軍当局ニ対スル抗議

横浜、厚木、横須賀各地区ニ設置セラレタル終戦中央連絡委員会

各地区委員会責任者ニ対シ各種事故発生ノ都度速カニ連絡セシメ

夫々具体的事案ノ内容ヲ示シテ抗議ヲ提出シ聯合軍当局ノ善処ヲ

要請シツ、アルガ聯合軍側ニ在リテモ具体的証拠ノ判然セルモノ

ニ付テハ遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ誠意ヲ以テ善処スベキ旨回答シ

ツ、アリ(抗議後解決事件三件)

五 土産物販売店ノ整備拡充

進駐軍ノ一般民ニ対スル物品強取事件ノ根本原因ハ概ネ土産品乃至ハ紀念品漁リト認メラレ目下各地共斯ル商店殆ンド無キ実情ナ
ルヲ以テ急速ニ斯種商店ノ開店整備ヲ期スベク関係方面ヲ督励シ
目下準備中ナリ

六 慰安施設ノ整備拡充

カフェ、キャバレー、ピヤホール、娯楽場、遊廓其ノ他一般慰安
施設ノ早急整備拡充ヲ為スベク目下極力関係方面ヲ督励シツ、ア
ルガ整備資材ノ不足ト保健衛生施設ノ不完備ニ悩ミツ、アリ

七 聯合軍兵士トノ一般国民間ノ街頭ニ於ケル物品売買行為ノ取締

最近ノ日本国民ニシテ街頭ニ於テ聯合軍兵士ヨリ煙草、チヨコレ
ート其他各種ノ物品ヲ円価ノ価値ノ崩ス程度ノ価格ヲ以テ購スル
者激増シツ、アル実情ニシテ一般新聞指導ヲ以テ県民ノ覚醒ヲ促
シツ、アルモ効果薄ク近ク聯合軍憲兵側ト協議ノ上夫々分担ヲ完
メテ一斉取締ヲ実施スベク計画中ナリ

八 警察英語通訳ノ増員配置ト一般人中ノ英語通訳可能者ノ利用

言語不通ニ依ル事故ノ発生モ亦相当数ニ達セル模様ナルヲ以テ差
当リ県下各署ニ一名乃至三名ノ警察通訳ヲ増員配置スルト共ニ警

察部外事課ニ機動性ヲ有スル優秀通訳十名ヲ常時配置シ各種事案
処理ニ当ラシメツ、アリ又一方町内会、部落会、隣組等ニ対シテ
モ英語通訳可能者ヲ平素物色シ置キ万一ノ場合之ヲ利用シ得ル様
指導シツ、アリ

九 警察官自体ニ対スル事故防止

聯合軍進駐以來警察官自体ニ対スル聯合軍側兵士ノ不法行為ハ目
ニ余ルモノアリタルガ就中警察官ノ装備タル刃剣、拳銃等ノ強奪
行為頻発セルヲ以テ別添^[注]ノ如キ簡素ナル英和両文印刷物ヲ作成ノ
上警備警察官ニ配付シ会話ニ依ル拒否ノ代リニ先方ニ所要ノ部位
ヲ指示シテ応対拒絶セシムルコト、為シタル外制服警察官ノ勤務
配置等ニ関シ連合軍側警備兵ノ配置勤務ト睨ミ合セ相互友愛接近
スルガ如キ雰囲気ノ醸成ニ努メ以テ事故防止ニ当リツ、アリ

(内務省「事故防止資料綴」(昭和二十年)国立公文書館蔵)
〔注〕別添省略。

一〇五 連合国軍隊兵士による危害等防止心得事項

相収第一三二一六号

昭和二十年九月十七日

神奈川県高座郡相模原町長

篠崎 太一(印)

各出張所長

上溝町内会長 殿

進駐聯合軍外出ニ依ル危害未然防止ニ対スル回覧ニ関スル件

管下駐留ノ聯合軍ニ在リテハ近日中外出許可ノ見込ミニ付之ガ一般民衆トノ接触ニ依ル危害予防ノタメ左記案文至急回覧セラル、様御取計相成度

回覧板

相模原町内ニ駐留スル聯合軍ハ近ク外出ヲ許可サレマスノデ一般町民ト種々ナル接触ガ起ルト思ヒマスカラオ互ヒニ次ノ諸点ニ充分注意シテ不慮ノ危害ヲ予防シマセウ

一 聯合軍ハ外出シタ場合飲食店ヤ土産物ヲ買フタメ物品販売店ニ立寄ル事ガアリマスカラ無用ノ摩擦ヲ生ジナイ様注意スルコト

二 上官ノ命令デ一般家庭ニ出入スルコトハ厳禁サレテ居リマスガソレハ事故ヲ未然ニ防止スルタメノ措置デアリマス

三 中ニハ一般家庭ニ入ル者ガアルカモ知レマセンガソレハ日本ノ友達ガ欲シイノデスカラソノ時ハ穏カニ応待シテヤルコト

四 暴行ヲシタリ物ヲ強奪スル様ナコトヲスレバ嚴重ニ処分サレル

コトニナツテ居リマスノデ左様ナ素振りガ見エタラ断然立入ヲ拒絶スルコト

五 若シ事故ガ起ツタ時ニハ警察ガ米軍憲兵ト連絡シテ嚴重処分スルコトニナツテ居リマスカラ米兵ノ人相特徴等ヲ良ク見テ置イテ直ニ警察ニ届ケルコト

六 横浜、横須賀等デハ可成リ多クノ事故ガ起ツタ様デスガ一部ノ

被害者ハ泣寝入リシタタメニ犯罪捜査ガ出来ズ其ノタメニ尚米兵ノ不法事件ヲ多クシタ様ナ嫌モアリマシタガ事件ヲ早く届出テ捜査シテ貰フコトハ其ノ後ノ事件発生ヲ少クスル事ニナリマスノデ被害者ハ小サナ事故デモ必ず早く届ケルコト

七 米兵ノ服ノ左肩ノ処ニ付イテ居ル印ハ師団ヲ表ハス印デス階級ノ印ハ准士官以下ナラバ服ノ両腕ノ処ニ「山形」デ表ハシテアリマスシ將校以上ハ右襟ノ処ニ付イテ居リマスカラ其ノ処ヲ良ク注意シテドシナ印ガ付イテ居タカラ見テ置クコト

八 聯合軍將兵ガ一般家庭ヲ訪レ「家ヲ貸シテ貰ヒタイ」トカ「自転車ガ欲シイ」トカ又ハ其ノ他ノ交渉ヲシタ場合ハ次ノ様ナ意味ノ文面ヲ記シタ英文ノ紙片ヲ示シテ下サイ

MAN OF THE

ALLIED TROOPS

THE ORDER OF THE GENERAL HEADQUARTERS OF THE ALLIED FORCES PROVIDES THAT ALL NEGOTIATIONS REGARDING BUILDINGS, HOUSES, AUTOMOBILE, SHOULD BE DONE THROUGH THE CENTRAL LIAISON OFFICE AND NOT DIRECTLY BY PRIVATE INDIVIDUALS

(訳文) 聯合軍ノ方へ

進駐軍總司令部ノ命ニヨリ建物、住居、自動車其ノ他ニ関シテハア
ナタガタ個人的ニ直接交渉スルコトナク終戦連絡事務局ヲ通シテ行
フコトニナツテイマス。

(麻溝出張所「時局關係綴」(昭和二十年)相模原市立図書館蔵)

10% 進駐軍兵士の不法 不当行為等防止の件

指示

別紙(四)

神奈川県警察部

不法行為を為し又は秩序を紊す進駐軍兵士の確認についで

聯合軍が進駐してから早くも一年となります。

紀律ある行動紳士的なる立派な態度そして又子供達にまで親しまれ

る明朗なまた親切な兵隊達、私達は大いに進駐軍兵士から学ばねば
ならない事が多いと思えます。

併し乍らこれら立派な尊敬すべき進駐軍兵士の中にも稀には故意に
或は不注意に種々の事件を引起して居ります。

此の事は私達日本人よりも進駐軍当局ではより以上に遺憾に思つて
日本人の為又聯合軍の名譽の爲め斯様な事件が一件も起きぬ様努力
されて居るのであります。

吾々日本人としては此の聯合軍の御氣持に報ゆる為めにも自から被
害にかからぬ様注意すると共にこれら犯人検挙等には全面的に協力
せねばならないのであります。

それで今後皆さんが不幸にも之等の被害にあつた時には次ぎの事が
らを必ず注意して下さい。

一 証拠をよく握むこと

A 自動車番号の確認

自動車の前後部の「バンバー」の向つて左側は部隊記号右側は
部隊内の番号を示す

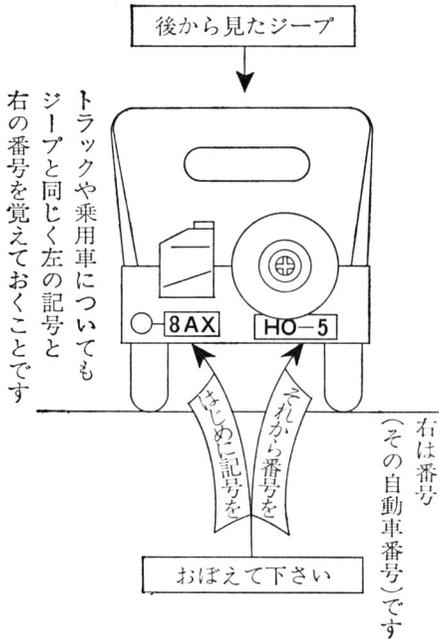
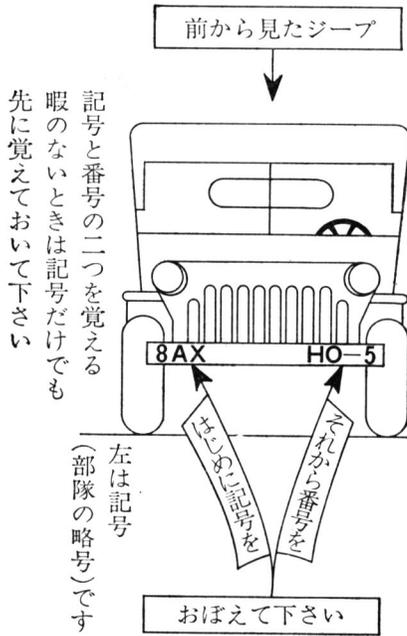
この記号と番号の二つを必ず覚えておいて下さい

(エンジンカバー)に書いてある長い数字は記憶しても効果は

少ない

進駐軍自動車の番号の見方

(前からでも後からでも見方は同じです)



B 本人の肩章、襟章

C 靴(軍靴か私物か)バンド(色や金具に異つたものがある)

其の他服装

D 本人の特徴、顔型身長体格等

E 其の他本人確認の助けとなるべき諸点

二 何部隊に属するか又先行地は何処かを確かむる為に相当の距離を保ちつゝ追跡して之を確かむること。

三 被害に逢つた時は直ちにこれを最も近い警察署或は交番か駐在所に届けること。

此の届けにははつきりと証拠となるべきものを報告して戴けば効果的です。然しはつきりした証拠を扼れなかつたとしても迅速に届けることを怠つてはなりません。

四 自動車の略図を添付してありますから良く御覧下さい。

五 次にかうした犯罪を未然に防ぐ事にお互が深く注意して貰ふ事です。

進駐軍兵士の犯罪も日本人の犯罪と殆ど同様で犯罪は起す方は勿論悪いのですが被害者の方にも注意が足りないと思はるゝ点が沢山あるのです。

例へば大金を持つて一人で夜歩くなどは絶対に避けねばならぬこ

とは勿論夜間人通り少い場所と婦人のみの歩行や男であつても少人数で歩行することは危険です。

又戸締の不完全から思わぬ被害にかゝつた例は日本人の強盗事件と變りありません。

それから婦人の被害等もよく事情を聞きますと逃れば逃られる機会があるにもかゝらずするゝと引ずり込まれたりして居る例も沢山ありますが自から事を避けるためもつと勇敢に出てもらいたいと思います。

又交通事故ですが連合軍のジープや「トラック」に刎ねられて死傷する人が随分多いのですが、これも被害を受けた人達がもう少し注意すれば防げると思います。

最後に一言申上げたいことは進駐軍兵士の事故であつても之等を防ぐためには常に隣組の人達が連絡協調することが絶対必要であると思ひます。

以上の事柄を良く守つて事故防止に御協力を願ひます。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

104 連合国軍隊に対する食糧品供給に関する

件通達

相物収第五七五号

昭和二十年九月十七日

相模原町長

各出張所長殿

聯合國進駐軍ニ対スル食糧品供給ニ関スル件

標記ノ件ニ関スル諸般ノ措置ハ全軍司令部ト終戦連絡中央事務局横浜連絡委員会ト折衝ニ基キ夫々行ハレツ、有之候処食糧品ノ供給ニ付テハ概ネ左記ニ依リ取扱フコト、相成候趣通牒ノ次第二付テハ右御了知ノ上芳遺憾ナキ様此ノ段及通牒候也

記

一 進駐軍ニ対スル食糧品ノ供給ハ原則トシテ県ノ承認ヲ得タル上
為スコト

二 進駐軍ノ食糧品ハ同軍幹部ト懇談ノ結果進駐軍ニ於テ自国ヨリ持參セルモノニ依リ賄フヲ原則トシ県民ノ食糧ニハ迷惑ヲ掛ケザル様申入アリタルニ付了知スルコト 但シ予定ノ食糧未着ノ場合或ハ生鮮食糧品等ニ於テ県民ノ需要ヲ満たシ尚且ツ余力アル場合ニ於テハ同軍ノ要請ニ基キ情況ニ応シ供給ノ方途ヲ講ズルコト

(麻溝出張所「時局関係綴」(昭和二十年) 相模原市立図書館蔵)

一〇八 市町村長懇談会における県知事藤原孝夫の

訓示要綱

市町村長懇談会ニ於ケル知事訓示要綱

自十一月十二日於県会議場
至十一月十四日於

本日茲ニ各位ノ御会同ヲ煩ハシマシタノハ曩ニ地方長官會議ニ於テ政府ノ所信ヲ明ニセラレマシタノデ所懐ノ一端ヲ加ヘテ之ヲ御伝ヘ致シマスルト共ニ、此ノ機会ニ於キマシテ御互ニ胸襟ヲ披イテ、所謂膝ヲ交ヘテ篤ト懇談ヲ遂ゲ現下ノ難局突破ニ相共ニ全力ヲ捧ゲタイト存ズル次第デアリマス。

先ツ各位ハ現下ノ我国ノ実態ニ付テニツノ点ヲ正確ニ把握シテ戴キタイノデアリマス。

其ノ一ハ、我国ガ滿洲事変以來十数年ニ亘ル戦争ニ因リ我方国力ノ殆んど全部ヲ消尽致シマシテ、今ヤ疲労困憊ノ極ニ達シテ居ル事実デアリマス。数百万ノ同胞ガ戦災ニ因リ、又ハ戦場ニ於テ、或ハ斃レ或ハ傷キマシテ、単リ貴重ナル人命ノ損害ヲ受ケタルノミナラズ、為ニ多クノ家族ニ孤兒ヤ寡婦ヲ残スコト、ナリ、又他面凡ユル物資ハ戦争ノ目的ニ動員セラレ、消費セラレ、破壊セラレ、生活ノ必需品モ生産用ノ器材モ共ニ著シク払底シ、国家トシテモ個人トシテモ

極メテ窮状ニ陥ツテ居ルノデアリマス。国及地方ノ財政モ亦一大緊縮ヲ断行シナケレバナラヌ状況ニ在ルコト御承知ノ通りデアリマス。斯カル惨怛タル情勢ノ下ニ於テ、国民生活ヲ恢復シ、平和国家トシテノ日本ヲ再興スルコトハ実ニ並大抵ノ苦勞デハナイコトヲ十分ニ覺悟シテカ、ラナケレバナリマセン。

其ノ二ハ我国ハ戰敗国デアルト言フ事實デアリマス。戰爭ニ敗レテ「ボツダム」宣言ヲ受諾シマシタ結果、我国政ノ運営ハ聯合軍最高司令部ノ指示ニ服スルコト、ナリ、我国主權ノ行使ハ自然ニ制限ヲ受クルニ至ツタノデアリマス。我国ハ開闢以來未ダ曾テ外国ト戰ツテ斯ル苦杯ヲ嘗メタコトガナイノデアリマスカラ、国民ガ容易ニ敗戦ノ冷カナル現実ヲ自覺シ得ラレナイノハ無理モナイコトデアリマスカレドモ、事實ハ即チ事實デアリマス。但シ「ボツダム」宣言ハ我国ノ軍国主義ヲ払拭シ、民主主義、平和主義、合理主義ニ基イテ我国ヲ改革セムトスルモノデアリマスカラ、徹頭徹尾之ヲ忠実ニ履行スルコトハ、單リ我国ノ連合国側ニ対スル義務デアアルノミナラズ、平和国家トシテノ新日本ヲ建設スルニ欠クベカラザル基礎デアリマス。従ツテ我国トシテハ、聯合國側ノ意図ヲ明確ニ理解シ、政治、經濟、文化等各般ニ亘ル諸施策ヲ樹立スルニ當ツテモ、常ニ其ノ枠内ニ於テ然モ之ヲ強力且迅速ニ実施シナケレバナリマセン。以

上ノ二点ハ国政及地方行政ニ通ズルニ大前提條件トモ申スベキモノデアリマス。以下当面ノ問題ニ関シ大要ヲ述ベタイト思ヒマス。

第一ハ民主政治ノ確立ト言フコトデアリマス。政府ハ既ニ言論、思想、結社ノ自由ヲ確保センガ為ニ法令並ニ制度ノ改廢ニ付テ必要ナル措置ヲ講ジタノデアリマス。自由ト言ツテモ公ノ秩序ヤ善良ナル風俗ヲ乱スガ如キ無節制ヲ意味スルモノデナイコトハ申ス迄モアリマセン。又政府ハ衆議院議員選舉法ノ画期的ナル改正ノ立案ヲ進メ真ニ自由公正ナル選舉ヲ行ヒ、国民總意ヲ遺憾ナク代表セル清新潑刺タル議會ノ成立ヲ待望シテ居ル次第デアリマス。實ニ自由ヲ尊重シ、民權ヲ伸張スルハ、我が民主政治ノ要諦デアリ、我が国體ノ真姿モ亦此ニ在ルト存ズルノデアリマシテ、之ガ實施ハ、平和日本ノ再興ノ根幹ヲ為スモノト申サネバナリマセン。此ノコトハ又、地方行政ニ付テモ根柢トナルベキ事柄デアリマシテ、私モ県政ノ運営ニ當リ一段ト意ヲ用フル所存デアリマスガ、各位ニ於カレテモ同一ノ趣旨ニ依リ市町村行政ノ運営ニ當ラレ、常ニ能ク人心ノ帰趨ヲ察シ、之ヲ反映セシメ、真ニ所謂自治行政ノ具現ニ努力セラレタイノデアリマス。而シテ斯ル政治、行政ノ基礎トナリマスモノハ教育ノ刷新デアリマス。此ノ際苟モ排外思想又ハ偏狹独善ノ世界觀ヲ鼓吹スルガ如キ傾向ハ極力之ヲ避ケ、個性ノ完成ト国民並ニ社会ヘノ奉仕ト